

平成29年度第2回大阪府環境審議会水銀の大気排出規制検討部会

平成29年8月29日（火）

（午後3時00分 開会）

【事務局（山田主事）】 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから大阪府環境審議会平成29年度第2回水銀の大気排出規制検討部会を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部環境管理室の山田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議事に先立ちまして、本日お配りしております資料を確認させていただきます。

まず、議事次第でございます。次に、本日の資料といたしまして、資料1、生活環境保全条例に基づく水銀の大気排出規制のあり方検討について、次に資料2、今後のスケジュール（案）でございます。

また、参考資料1としまして、第1回の部会の議事録、参考資料2・3としまして、それぞれ中央環境審議会の資料を抜粋してお配りしております。

皆様、漏れ等はございませんでしょうか。

本日、部会長の近藤委員が所用のため欠席されておりますので、本日の議事進行につきましては、部会長より代理の指名がありました島委員にお願いしたいと存じます。

それでは、島委員、よろしく願いいたします。

【島部会長代理】 島でございます。代理ということで、本日務めさせていただきますので、議事の進行にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

初めに、議題の（1）生活環境保全条例に基づく水銀の大気排出規制のあり方検討について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局（奥野総括主査）】 環境管理室の奥野でございます。

それでは、資料1、生活環境保全条例に基づく水銀の大気排出規制のあり方検討について、説明をさせていただきます。

平成29年6月30日の第1回部会におきまして、条例と改正法の規制概要の説明を行った上で、論点整理をしていただきましたところ、おおむね以下の5点に論点が集約されたという結果となっております。

上のほうから、条例に基づく水銀の排出規制対象施設について、論点1、法の規制対象にも該当する施設に対する排出規制のあり方。下のほうに、施設の種類と規模から見た条例と法の水銀規制関係を図で示させていただいておりますが、こちらの図1の(1)の部分になります。

論点2としまして、法の規制対象に該当しない施設に対する排出規制のあり方。こちらが図1の(2)と(3)の施設で、(2)が改正法の規制対象と種類は同じですけれども規模未達の施設で、(3)が改正法の規制対象の種類以外の施設になります。この規制のあり方が論点2になります。

論点の3としまして、要排出抑制施設に対する排出規制のあり方。図1の(4)になります。

続きまして、条例に基づく水銀排出濃度の測定について、論点4・5にまとめております。条例と改正法で、測定方法、測定結果の確認方法、基準超過時の対応など、異なる点があることから、論点4、水銀の測定方法のあり方、論点5、水銀の測定結果の確認方法及び排出基準超過時の対応のあり方、この5点に集約されています。

前回、委員からもご意見をいただきましたとおり、これらの論点に沿って検討を行うにあたり、今回、施設ごとの規制対象施設数や水銀の測定結果など、必要なデータを収集し、府域の実態について整理を行いました。

2ページでございますけれども、まず、1 府域における水銀の大気排出実態としまして、(1)で規制対象施設数をまとめております。

府域に所在する条例に基づく水銀の規制対象施設は156施設ございまして、その内訳は表1のとおりとなっております。

この表1の中の十のイ、こちらが先ほどの図1の(1)の施設に該当します。

十のハの施設が図1の(2)の施設に該当しまして、1施設ございます。

その他の施設につきましては、図1の(3)の施設になります。

また、現在は条例における水銀の規制対象施設として扱っていませんが、改正法の施行に伴い、要排出抑制施設に該当する施設（製鋼の用に供する電気炉）が府域に14施設所在することが確認できております。

以上の結果を図1の区分ごとに整理した結果が表2になります。

続きまして、それぞれの施設の水銀の濃度の測定結果について、(2)でまとめております。

表2の各施設について、平成25年度以降、ただし、以下の①については平成25年から27年度の3カ年の測定結果を取りまとめております。

まず初めに、①改正法の規制対象にも該当する施設でございます。

府域に所在する条例の規制対象施設であって改正法の規制対象にも該当する55事業所128施設は、全て廃棄物焼却炉で、確認することができました水銀の測定結果（43事業所86施設延べ397回）を表3と図2でまとめております。

第1回の部会で、図2はお示しさせていただきましたが、もととなる詳細なデータを表3で示させていただいております。

また、廃棄物焼却炉128施設の排ガス処理施設は、表4のとおりとなっております。こちら第1回部会の資料の再掲となっております。

全ての排ガス処理施設が国の定める廃棄物焼却炉の既存施設に対するBAT（バグフィルターまたはスクラバー）と同等、もしくは、それ以上の排ガス処理施設を有しているということがわかりました。

続きまして、5ページ、条例規制対象施設で改正法の規制対象の規模未満の施設ですが、府域に廃棄物焼却炉、これは下水道のし渣の焼却炉が1施設所在しております。ただし、平成19年度3月以降休止中でございます、水銀の測定結果はございません。

続きまして、6ページ、③としまして改正法の規制対象の種類以外の施設、図1の(3)の施設になります。条例規制対象施設で改正法の規制対象の種類以外の施設は、府域に8事業所27施設が所在します。このうち休止中などの施設を除く5事業所21施設における排ガス中の水銀濃度の測定結果をまとめた表が表5となります。

こちらのとおり、1の施設を除きまして、確認できた測定結果は全て定量下限値未満となっております。

1の施設ですが、毎月測定を実施しており、49回の測定結果が確認できました。最大で26 μ g、平均で3.6 μ g/Nm³という結果でございます。

続きまして、④の要排出抑制施設ですが、府域に8事業所14施設確認されております。これらの施設の測定結果は、表6のとおりで、水銀濃度は最大で12 μ gとなっております。

以上が排ガス中の水銀濃度の測定結果で、続きまして、7ページの(3)、で年間の水銀排出量を試算しましたので、説明させていただきます。

上記測定結果を用いまして、施設ごとの年間水銀排出量及び加重平均濃度を試算した結

果が表7のとおりとなります。

下のほうに参考として、計算式及び試算条件を書かせていただいております。

以上の結果から、水銀の排出量ですが、①が全体の65.5%、④が32.4%と、全体に占める割合が高く、③は2.1%と割合が低いということがわかりました。

また、加重平均濃度では、①の濃度が高く、③、④の濃度が低い結果であり、④については、濃度は低いですが排ガス量が多いため、排出量での全体に占める割合が高くなっている結果となっております。

なお、一般社団法人日本鉄鋼連盟による要排出抑制施設による水銀の大気排出濃度の取りまとめ結果を参考資料2としてつけさせていただきます。

参考資料2の、右下のほうに小さな数字でページ番号が打たれているんですけども、こちらの13ページに、1-10. 製鋼用電気炉からの水銀大気排出ということで、鉄鋼連盟が実施しました水銀の排出濃度の測定結果をまとめた結果がございます。

要排出抑制施設における102回の測定結果は、定量下限値未満であります0.05未満から42.4 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ という結果でございます。幾何平均で1.6 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ という結果でございます。

資料に戻りまして、7ページの(4)今後新たに設置される水銀規制対象施設からの排出ですが、今後、新たに法または条例の水銀規制対象施設が設置されることが想定されま。しかし、国内の水銀需要は、1964年をピークに急速に減少しており、現在の水銀使用量はこのピーク時の約300分の1となる年間8トンで、また、近年の水銀の排出施設設置状況から見ても、府域における水銀排出量が著しく増加することはないと考えられます。

このことから、今後、条例に基づく水銀大気排出規制のあり方について検討いただきますけれども、今まで説明しました既存施設の状況をもって検討することが適当であると考えられます。

続きまして、8ページの2、条例における水銀の排出基準の考え方をまとめさせていただきます。

条例では大気を良好な状態に保持し、周辺住民への健康被害を防止することを目的として、排出量にかかわらず有害物質の排出を規制しております。規制の基準は、有害物質の種類により、施設に対する設備・構造上の基準もしくは排出口での濃度基準のいずれかが適用され、水銀については排出基準が適用されます。

排出基準は、図3の上の算定式のとおりで、個別施設ごとに排出ガス量、煙突高さ、至近建築物までの距離、建築物高さ等により算出されます。こちらについては、第1回の部会でも説明させていただいたとおりとなっております。

図3の下、定数Kについては、周辺住民に健康上の悪影響が見られないと判断される濃度（想定環境濃度）をもとに有害物質ごとに定めた係数でございます。水銀については0.034となっております。また、ほかの有害物質では0.0034から5.54と、そういう範囲となっております。

また、想定環境濃度ですが、有害物質ごとに条例制定時に得られました日本産業衛生学会及び米国産業衛生専門家会議（ACGIH）の許容濃度の勧告値などの数値以下であれば、ほとんど全ての労働者に健康上の悪影響が見られないと判断される平均暴露濃度に安全率を考慮して決定しているものとなっております。

水銀の想定環境濃度は、日本産業衛生学会から報告されました暴露濃度 $0.1 \text{ mg} / \text{m}^3$ に安全率100分の1を考慮しまして、 $1 \mu \text{ g} / \text{m}^3$ と設定しております。

なお、最近の日本産業衛生学会やACGIHによる許容濃度の勧告値は $25 \mu \text{ g} / \text{m}^3$ になっております。また、平成15年7月に中央環境審議会の答申を踏まえまして、国が環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針値として、大気中の水銀濃度を年平均値 $40 \text{ ng} / \text{m}^3$ 以下と設定しましたが、その当時の検討資料では、水銀蒸気の吸入暴露による慢性影響に関するデータを総合的に判断し、LOAEL（最小毒性量）に相当する気中濃度は $20 \mu \text{ g} / \text{m}^3$ 前後とされております。

これら2つの値に比べましても、条例の $1 \mu \text{ g} / \text{m}^3$ は安全側に設定されているということが言えます。

続きまして、9ページ、他の府県市における水銀の大気排出規制の状況について説明させていただきます。

他の都道府県及び近畿2府4県の政令市における水銀の大気排出規制については、表8のとおりとなっております。

第1回の部会のときにお示しさせていただいた結果に加えまして、近畿2府4県の政令市についても調べましたところ、大津市が独自に水銀の大気排出規制を行っていることがわかりまして、その排出口基準と敷地境界基準はここで記載のとおりとなっております。

各自治体においても、地域の実情等を踏まえまして、人の健康の保護や生活環境の保全を目的として水銀の大気排出規制を行っております。

本府の条例では、先ほど説明しました算出式により基準が計算されるため、基準は施設ごとに異なりますが、条例の規制対象施設であって、改正法の規制対象にも該当する128施設で最も厳しい排出基準が $260\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ となっており、法の排出基準が $50\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ ですが、府の条例の基準は、他府県市と同程度の基準であるというふうに考えております。

続きまして、10ページの4、排出ガス中のガス状水銀及び粒子状水銀の結果となります。

まず初めに、国が実施しました水銀大気排出実態調査の結果は参考資料3のとおりで、その中からこちらの資料に抜粋させていただいております。

国の実態調査はこういう結果でしたが、条例の規制対象施設であって、改正法の規制対象施設にも該当する施設、廃棄物焼却炉のみですけれども、参考の表のとおり、一般廃棄物焼却炉と下水汚泥焼却炉は、ガス状水銀の割合が高く、それぞれ95.2%、92%ということで、粒子状はほぼ確認されていないという結果となっております。

また、産業廃棄物焼却炉においては、一部の施設でガス状水銀の割合が低い結果もありますが、一番右の欄に書かれてある全水銀の濃度は、最大でも $36\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ と低い結果となっております。

また、ガス状水銀と粒子状水銀の割合を確認するため、大阪府が平成28年度、産業廃棄物焼却炉で実施した測定結果を表9に掲載しております。2つの施設で測定を行ったところ、いずれも粒子状水銀は低い割合で、ガス状水銀の占める割合が99.8%以上と97.9%という結果となっております。

なお、改正法の規制対象施設及び要排出抑制施設において、事業者がみずから実施した排ガス中のガス状水銀及び粒子状水銀の測定結果は表10のとおりとなっております。粒子状水銀が定量下限値未満の結果が大半を占めておりまして、ガス状水銀の占める割合が高い結果となっております。

また、表10の12と13の施設で粒子状水銀が確認されておりますが、粒子状水銀が $0.03\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 、 $0.18\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ と、いずれも低い濃度であることがわかります。

なお、粒子状水銀の測定結果がされていない施設についても、一定の排ガス処理施設が設置されておりまして、粒子状水銀の排出抑制が図られていると考えられます。

以上が測定結果等のまとめになっておりまして、続きまして、11ページの5、条例と改正法の水銀の測定について説明させていただきます。

条例と改正法による水銀の測定方法、測定頻度、測定結果の確認方法並びに基準超過時の対応の比較結果は、第1回部会資料の再掲で12ページの表11のとおりとなっております。

簡単に説明させていただきますと、条例の測定対象がガス状水銀に対して改正法が全水銀、条例の測定方法がJISに対して改正法はJISをもとにした方法で吸引量を少し変更しているという結果となっております。

このように少し違いが生じているという現状ですけれども、11ページに戻っていただきまして、改正法と条例の水銀規制では、改正法では水銀の大気排出量をできる限り抑制するために基準を設定しているのに対して、条例は周辺住民の健康被害の防止の観点から基準を設定しているため排出基準の考え方が異なっており、水銀の測定方法、確認方法等の対応が異なっております。

条例の水銀の測定方法は、先ほど説明したとおりJISで定められた測定方法を規定しております。

採取方法についてイメージを持っていただくために、12ページの図4にJISで定められた水銀の測定方法を掲載させていただいております。

改正法では、採取方法はこのとおりですけれども、吸収瓶が100リットル程度採取できるように変更しています。これは、より平均的な排出状況で判断するためです。

また、条例では、有害物質の量が著しく変動する施設については1工程の平均の量とすると規定しており、JISに基づき20リットル程度の採取を複数回試料採取した結果の平均をもって判断することとしております。この場合においては、改正法による100リットルの採取方法においても実質的に同等の結果が得られると考えております。

以上の結果を踏まえまして、それぞれの論点に対する規制のあり方等について、13ページでまとめております。

6の生活環境保全条例に基づく水銀の大気排出規制のあり方検討ですけれども、まず論点1としまして、法の規制対象にも該当する施設に対する排出規制のあり方、1ページの図1の(1)の部分になりますが、改正法の施行に伴い、水銀の規制対象となる施設のうち、既に条例の規制対象とされている施設、府域に所在する廃棄物焼却炉128施設は、現状のままであれば、条例と改正法の2つの同一規制が事業者に適用されることとなります。

上記の全ての施設において、排出基準の比較をしたところ、改正法の排出基準のほうが

条例に比べて厳しいという実態となっております。法の排出基準が $50\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ に対して、条例の最も厳しい排出基準は $260\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ となっております。

また、新規に設置される施設については、一般に水銀以外の有害物質も排出されることから、それらの物質に対して条例の規制が適用され、敷地境界までの距離や煙突高さなど、立地条件に一定の制約が働くものと考えられます。

以上のことから、これらの施設については、条例の規制対象外とすることが適当ではないかと考えられます。

なお、改正法では既設の施設について、排出基準に適合させるために処理施設などの大幅な改修を実施する場合には、法施行日から最大2年間、排出基準の適用が猶予される経過措置がございます。府域における既存の施設は、おおむね法の排出基準を満たしておりまして、既にBATと同等、もしくはそれ以上の排ガス処理施設が設置されていることから、これらの施設に法の経過措置が適用される可能性は低いと考えられますが、経過措置が適用される場合には、その期間は条例の排出基準を適用させることが適当ではないかと考えられます。

論点2、法の規制対象に該当しない施設に対する排出規制のあり方、図1の(2)、(3)の部分と、論点3、要排出抑制施設に対する排出規制のあり方、図1の(4)の部分について、改正法は、水銀をできる限り削減するためにBATの基準を設定しているのに対して、条例は、周辺住民の吸入暴露等による健康被害の防止の観点から基準を設定しております。

周辺住民への健康被害を防止するためには、図1の(2)、(3)及び(4)の施設に対して、条例の規制を廃止する理由はないと考えられます。

図1の(2)の施設については、法は裾切りをしても水俣条約の趣旨に沿ってこれを実行できるものとして対象外としているため、法の基準をもって条例で規制する必要がないものと考えられます。また、府域に現在稼働している施設もございません。

図1の(3)及び(4)の施設については、そもそも合わせるべき法の排出基準がない状態となっております。

また、1(3)年間水銀排出量で説明させていただきましたとおり、図1の(3)及び(4)の施設からの排ガス中の水銀濃度は低く、大気中への水銀排出量も改正法の規制対象施設に比べて少ないことから、法と同じ規制をこれらの施設に適用しても、大気中への水銀排出量の削減効果は極めて低いと考えられます。

なお、図1の(4)要排出抑制施設につきましては、現状では全ての施設が条例の規制対象外となっているんですけれども、濃度は低いものの、排ガス量が多いため、府域の水銀排出量に占める割合は高くなっております。

14ページですが、以上のことから、図1の(2)、(3)の改正法の規制対象に該当しない施設については、現行の方法により条例の水銀排出規制を継続することが適切ではないかと考えられます。

また、図1の(4)の要排出抑制施設については、法施行に向けて、一般社団法人日本鉄鋼連盟で自主規制の検討が行われるなど、一定の抑制効果が見込まれるものの、条例の目的を果たすため、排出実態を踏まえ、条例の水銀規制を適用することが適切ではないかと考えております。

なお、(1)、論点1から論点3までの内容につきまして、条例に基づく水銀の排出規制対象施設については、今後の法改正により規制対象施設等が追加された場合においても、改正法の排出基準の設定状況、また、規制対象施設の排出実態、今回と同じように検討した上で、今回整理している状況と違いがないことが確認できた場合には、同様の対応を行うことが適切ではないかと考えております。

続きまして、(2)条例に基づく水銀排出濃度の測定について、論点4、水銀の測定方法のあり方、論点5、水銀の測定結果の確認方法及び排出基準超過時の対応のあり方をまとめて整理させていただいております。

条例の水銀規制については、ガス状水銀のみを測定対象とし、その結果をもって排出基準の適否を判断しております。一方、改正法では全水銀（ガス状水銀と粒子状水銀）を測定対象としております。

条例の測定対象となる事業場には、既に一定の排ガス処理施設が設置されておまして、また、府域の水銀排出量は廃棄物焼却炉と電気炉が大半を占めておまして、粒子状の割合が低いため、粒子状水銀を測定対象に追加することによる規制効果というものは、ほとんど得られないものと考えられます。

このため、条例における水銀の測定対象は、従来どおりガス状水銀で足りるのではないかとこのように考えております。

また、改正法と条例では、水銀の測定方法、測定頻度、測定結果の確認方法や、排出基準超過時の対応方法が異なっております。

図1の(4)の要排出抑制施設については、法と条例に基づき、それぞれの規定により

測定等を実施することとなりますが、改正法と条例では水銀の排出基準設定の考え方が異なり、条例では周辺住民の健康被害を防止する観点から、測定方法及び排出基準超過時の対応が定められております。

このため、測定方法及び排出基準超過時の対応につきましては、条例による現行の方法を継続することが適当ではないかと考えられます。

さらに、水銀の量が著しく変動する施設につきましては、条例では1工程の平均の量を捉えることと規定しておりますが、平均の量を捉える場合については、実質的に同等の結果が得られる方法が改正法により示されましたので、この場合に限り、条例の測定方法に改正法による測定方法を追加することが適当ではないかと考えられます。

資料1の説明については、以上になります。

【島部会長代理】 ご説明いただきまして、ありがとうございました。

ただいまの説明について、委員の先生方からご質問をお願いいたします。

【花嶋委員】 ちょっと質問させてください。3ページにある表3の改正法の規制対象にも該当する施設の測定結果の一覧があるんですけども、この定量下限値未満の値がすごくいろいろありまして、 $20\mu\text{g}$ 以下から、一番小さいのは1まであるんですけども、これは測定方法が違うんですか、あるいは、データが古い時期にとられたものであるとか、そういうことで違ってくるのでしょうか。

【事務局（奥野総括主査）】 測定方法につきましては、まず、同じ方法で実施しております。JISで決められた方法で採取、分析がされております。

定量下限値のばらつきにつきましては、分析業者の違い、時期の違いといった要因が考えられます。

ただ、いずれにしても、同じ方法で実施されているという結果となっております。

【大久保委員】 関連で、前回、今まで何回か基準を超えた測定結果があったという話でしたけれども、それは表3で見るとどの施設というのはわかりますか。

【事務局（奥野総括主査）】 例えば表3の38、39の施設ですけれども、最大値が81ということで、50を超えている結果となっております。

また、同じように55の施設ですと最大値が70という結果、また、59、60の施設ですと最大値が110という結果、80、81の施設ですと最大値が120という結果となっております。

最大値にはあらわれていないですが何回か超えている施設というのもございますので、

それをまとめた結果が図2の回数ということになります。

【大久保委員】 これは、超えているものについては、その後の改善がなされているのですか。フィルターとか。

【事務局（奥野総括主査）】 50を超える結果も確認されているものの、いつも超えているわけではございません。廃棄物焼却炉ですので、燃やすもの等によってある時期に高いものが確認されているという結果かと思っております。

具体的に言いますと、80、81の施設ですと、データ数は18ございまして、最小値を見ていただいたら定量下限値未満の結果もございまして、いつも超えているわけではないという結果となっております。

【大久保委員】 では今のご説明ですと、基本的には操業方法、どういうふうに燃やすかということであり、設備的には基本的にBATを満たしているということではないのですかね、この施設は。

【事務局（奥野総括主査）】 そうです。

【大久保委員】 そうすると、ごみの入れ方とか、そういうものに関するもので調整しない限り、直罰がかかるということになりますか。

【事務局（奥野総括主査）】 これらの濃度は確認されているんですけども、条例の基準値は下回っておりまして。

【大久保委員】 そうですか。

【事務局（奥野総括主査）】 直罰はかかりません。あとは、法で定められた4回の測定で、既設炉ですと50という数字を超えるかどうかというところで今後判断されることになっていきます。

【大久保委員】 直罰がかかった施設があるというお話ではなかったでしょうか、前回。

【事務局（奥野総括主査）】 今まで条例の水銀の基準を超えたことはございませんので、直罰をかけた事例というのはございません。

【大久保委員】 では、前回、基準を超えていたというのは、今度の改正法の基準ということですか。

【島部会長代理】 ただ、改正法の場合は、4回測定した平均ということになりますから、表3に出されている最大値がそのまま法の適用になるというわけではないですね。

ところで、先ほど花嶋先生からのご質問にある測定結果が20未満というところから、0.0004という低い数値まで示されているのは、ちょっと不自然な感じがしますが、そ

それぞれの事業所から報告されている数値をそのまま紹介していただいたということですか。

【事務局（奥野総括主査）】 はい。その結果をまとめさせていただいております。

【事務局（片山環境保全課長）】 今、花嶋先生、島先生からご指摘いただいておりますとおり、ちょっと差が目立つところがあります。20未満というのは高いんじゃないかなと思われまので、測定結果の表示の仕方、あるいは分析方法、そのあたりをさらに確認させていただいて、改めてご報告させていただきたいと思っております。

【島部会長代理】 よろしく申し上げます。

いずれにしても、問題になるような高い濃度ではないということでもよろしいかと思いますが。

ほかにご質問、いかがでしょうか。

【花嶋委員】 ただ、74番は4回測定して、ぎりぎり平均で47というのがちょっと大変ですね。

【島部会長代理】 ここはぎりぎりですね。

【花嶋委員】 ほかは、平均はわりと低いんですけれども。

【事務局（奥野総括主査）】 74の施設につきましては、下水汚泥の焼却施設になりますが、まだデータ数も少なく、稼動してまだ間もないところですので、これからもう少し実態把握に努めていきたいと思っております。

【島部会長代理】 では、大久保先生。

【大久保委員】 対応のところも、今質問するのですか。それとも、その前の9ページまでの。

【島部会長代理】 対応についてのご質問は後にしていただいて、それ以前の部分までについてまずご質問いただいて、確認してからということをお願いいたします。

【大久保委員】 すいません、ちょっとよく理解できなかったのですが、11ページの測定方法については対応も含めて意見が後であるのですが、最後の段落の「また」のところをもう1回説明していただけますか。実質的に同等の結果が得られるというのは、どうしてなのでしょう。

【事務局（奥野総括主査）】 まず、条例では、基本的にはJISの方法で分析をするということになっていて、有害物質の量が著しく変動する施設については、1工程の平均の量とするということが定められております。この実際の測定方法は、まず、JISに基づきますので、20リットル程度を採取するんですけれども、要はその20リットルの吸収

瓶を複数本採取します。、変動の工程がどれぐらいか不明確な場合には、20リットル程度であれば、5回程度試料採取するということになっております。

改正法でのあらかじめ100リットルの試料採取する方法と、JISの20リットルを複数回実施する方法とは、実際に採取する排出ガスというのが、基本的には同じものになると考えられまして、実質的にも同等の結果が得られると考えられております。

【花嶋委員】 すいません、1工程の時間が、もし、例えば1日とか2日とかかかるといときに、どこで100リットルとるかによって違ってきませんか。前の方式では、全体から20、20、20、20、20とるのであったのですけれども、新しい方式だと、どこかの時点で100リットルとってしまうと、それは長い工程のばらつきに対応できないのではないのでしょうか。

【事務局（奥野総括主査）】 今、花嶋先生のお話で1日ということになりますと、改正法では1回の採取が基本的には100リットルですので、100リットルを複数回繰り返す形になるのかと思います。条例ではJISの方法ですので、20リットルの採取を繰り返すという方法になっていくと考えられます。

【島部会長代理】 よろしいですか。これは、JISが基本で、改正法はそれを簡略にして100リットル1回でいいというふうにしたということですね。

【事務局（奥野総括主査）】 簡略といいますか、より平均的な状態を把握するために、100リットルを吸引するという方法になっております。

【大久保委員】 法の測定方法は、要するに国際基準に合わせているのではないのですか。

【事務局（奥野総括主査）】 はい。

【大久保委員】 理解できたような理解できていないような。1回の測定でも同じになるという、何かわかったような、わからなかったような感じなんですけれども、先生方がそれでよろしいということでしたら、「ああ、そうなのか」というふうに思います。

【島部会長代理】 花嶋先生、いかがですか。

【花嶋委員】 1工程のイメージがどんなものなのか、現実の工程がよくわからないので、1工程がばらつくところに書いてあるのは、どの程度の時間でばらつくのかが不明だなとちょっと思いました。

詳しくJISの方法を知らないなので、齟齬がなければ、これでいいと思います。

【事務局（片山環境保全課長）】 実際には施行規則の中で測定法を規定しているんです

けれども、そこにはこういう規定の仕方をしているだけですので、実態として、今、花嶋先生がおっしゃっていただいているような、1工程といっても、何時間、それこそ何日というようなことがあるんじゃないかというご指摘はごもっともなことと思います。そのあたり、実際どこまで実態としてつかめるかという部分はあるんですけども、確認させていただきたいと思います。ここでは、20リットルがJISであくまで基本なんですけれども、それを複数回、例えば5回やれば5検体出て、その平均ということになるわけですけども、そのことと100リットルとることは、実質的にはほとんど同じじゃないかということをおっしゃっていますので、今、花嶋先生がおっしゃっていただいたことに関しては、実際の工程としてどの程度の変動が考えられるのか、もう少し確認したいと思えます。

【花嶋委員】 ありがとうございます。多分、この条例をつくられたころというのは、もっと大気汚染が激しかったころで、それぞれの現場に行って、その作業の工程等を検討した上でつくられたと思います。現在は、その当時に比べると、大気汚染も大分緩和されていますが、しかし、この条例をつくったときに、わざわざ「変動する施設については」と書いたということは、何か理由があったのではないかなと思うので、それを確認していただきたいと思えます。

【事務局（片山環境保全課長）】 はい、どれだけの採取量をとるかというのは、変動の多い少ないで非常に変わってくるので、基本的な考え方についても整理した上で、お示しさせていただきたいと思えます。

【島部会長代理】 ありがとうございます。では、その点は事務局のほうでご確認をお願いします。

ほかにご質問やご意見はいかがでしょうか。では、対応も含めてご発言をお願いします。

【大久保委員】 すいません、対応の前ところで、単純に資料のつくり方ですけども、この12ページのところが、測り方の比較と基準超過時の対応が一緒の話になっているんですけども、これはおかしいので、測定方法の話と規制の仕組みの話は分けたほうが良い。そうでないと、後でパブコメをかけるときとか報告案でもちょっとおかしいことになるかなと思えます。

【島部会長代理】 確かにそうですね。

【花嶋委員】 ほんとうにささいなことなんですけれども、今のお話と同じように、資料1の1ページのところで、今回、議論の基本になっている図1が出ているんですけど

も、その（４）の要排出抑制施設がすごく細くなっています。これでは大した問題ではないという感じが出てしまいます。一応１４施設ありますので、要排出抑制施設を示す部分をもうちょっと幅広くしたほうがいいのではないかなという気がいたします。

【大久保委員】 確かに量多いですね。

【島部会長代理】 ありがとうございます。確かにそうかもしれませんね。２ページで見ると、（３）が２７施設で、（４）が１４施設ですから。

ほかはいかがでしょうか。

【大久保委員】 対応の１３ページのほうですけれども、何点かあるのですが、１点目は論点１について、基本的な対応方策には全く異論がないのですが、丸の３つ目ですけれども、これは必要ですか。要するに法規制がかかっていれば、より厳しい基準が適用される。もちろん法の実効性確保のところは、条例のほうが厳しいけれども、そこで担保されるということでもいいように思うのですけれども。他の規制が働くのでというのを、理由としては挙げる必要があるのかなという感じがします。

【事務局（奥野総括主査）】 丸の３点目なんですけれども、丸の２につきましては、既存する施設については、こういう確認ができたということなんですけれども、今後、新たに設置される施設については、今の段階では基準の比較ができないところがございます。ただ、ほかの有害物質でそういう立地の条件等、一定の制約が働くということは考えられるということで書かせていただいています。

【大久保委員】 でも、新規については、改正法の規定が適用されるわけですよね。これは、改正法が適用される施設のことを言っているわけですね。

【島部会長代理】 それは、もちろんそうです。これは、新規の施設に条例を適用する必要があるかどうかという観点なんじゃないんですかね。

【事務局（中西環境管理室長）】 論理上は、条例の基準の立て方をこれまでもご説明しましたように、煙突の高さと位置で基準が決まってしまうので、極端に言えば、隣の家の窓をあけたらすぐのところ煙突の口があるという話になると、法律より厳しい基準が条例にかかるというケースもないではないんです。そんなときに、条例があったら、条例のほうがきつかったのとならないかということに対して、いや、それだけの要因ではなくて、ほかでもそういうことは避けるような要因がありますよということを念入りに書いています。

【大久保委員】 でも、それを言ってしまうと、それでは外す必要があるのですかとい

う話になりかねないのではないですか。

【事務局（中西環境管理室長）】 現実的対応としては、そこまで考えなくてはいけないのかということに対して、ここに書いてあるとおり、実際の話としてそれはないと。これだけではなくて、もっと人間的な要因も含めて、そういうことはないだろうと。

【大久保委員】 水銀規制について、他の規制で担保できるからというのは、理由としてはあまり良くないのでは。

【島部会長代理】 確かに多少無理はあるような気がします。

やっぱり、これは、単純に法規制のほうが厳しいからというだけではだめですかね。おっしゃるように、法と条例では考え方が違いますから、条例のほうが厳しくなるようなケースもあり得るんだというのはわかりますが、それをほかの有害物質についての条例の規制があることを理由にするのはちょっとわかりにくいですね。

【事務局（片山環境保全課長）】 確かに今、大久保先生、島先生がおっしゃっていただいていることがありますので、何が何でも書いておかないといけないことではないのかもしれませんので、一旦これは外しておくこともあると思います。

【大久保委員】 大阪府として、そうお答えになるのはありだと思いますけれども、この審議会としてそういうふうにはなかなか答えられないのでは。

【島部会長代理】 なるほど、わかります。

【大久保委員】 どうなのかなと。理屈の問題ですけど。

【事務局（中西環境管理室長）】 そこまで隅をつつくような議論ではないと。

【大久保委員】 いや、違うもので担保するのは変だろうと思います。担保する必要性があるのであれば、水銀の枠組みで担保するべきだし。

【事務局（片山環境保全課長）】 そういう意味では、これは言わずもがなのことではないかと思います。

【島部会長代理】 確かにちょっとこれはご検討いただきたいと思いますが。

では、大久保先生、ほかの点はいかがでしょう。

【大久保委員】 すいません、論点2は、基本的に3つ目のポツの2つ目の文章で、「また、府域に現在稼働している施設もない」、それから、6番目も、「施設に比べ少ないことから」と書いています。これは全て現状を前提としていて、最初のところで、現状を基準とすればよろしいという話があり、今後はもっと少なくなっていくと考えられるという話が出てきているので、それとあわせて読むと平仄が合っているといえ合っているのです。

が、これも極端な話、それこそさっきの話と同じで、例えば数がいっぱいあれば増える、総量としてはあるということもあり得るかと思います。その意味では逆に、この「また」以下というのは、要るのですか。「また、府域に現在稼動している施設もない」というのが要るのかということと、それから、下から2つ目の丸については、逆に少なくとも「現状において」という文言を入れないといけないのかなという気がするのですが。仮に立法事実が変わって、増えるようなことがあれば、下から2つ目の話については、別の対応策が必要になることも考えられるという意味ですよね。ですから、ここは「現状において」という文言がないと、ちょっとおかしいのではないかと思います。

【島部会長代理】 今の点、いかがでしょうか。

【事務局（片山環境保全課長）】 はい、2つご指摘いただいて、基本的にはご指摘のとおりかと思います。丸の3つ目の「また」以降については、事実としてはそうなんですけれども、ここのロジックとして書いておく必要は全くないんじゃないかとおっしゃられると、そのとおりかと思います。

それから、排出量につきましても、基本的に増えてくることは想定できないですけども、あくまで現状ではということで、追記させていただいてはと考えます。

【島部会長代理】 よろしいですか。

【大久保委員】 すいません、続けていいですか。

【島部会長代理】 はい、どうぞ。

【大久保委員】 あと、14ページ目のなお書き、(2)の前のなお書きですけども、これがこのまま最終報告になるとすると、下から2行目の「今回整理している状況と違いないことが確認できた場合には、同様の対応を行うことが適当ではないか」という部分は、何がどう対応しているのかわかりにくい。言っている趣旨は、要するにもう1回こういう同じような慎重な検討をすることなく、同じスキームで考えましょうねと、そういう意味を表現しているのだとは思いますが、何をどう、同様の対応を行うのかということ、もう少しきちんと文章を補足してお書きいただければと思います。

【事務局（片山環境保全課長）】 承知いたしました。

【大久保委員】 それから、すいません、(2)のほうは、説明が必要だと思うんですけども、基本的には測り方なので、理由がない限りは、国際基準に合わせていくという国と同じ方向でいったほうが、今度、規制対象が変わったときも含めて、変えるときに変えたほうがいいという考え方も当然あると思います。それではないという場合には、1つは、

粒子状まで測らせた場合に、事業者のコスト負担が大変きつくなるとか、あるいは、測定方法を変えた場合にもそうですけれども、何らかの負担が重くなって、そこまでやる必要がないとか、何らかの理由がないのであれば、合わせてもいいじゃないかという話になると思いますが、そこはどうなのですか。合わせると困る点をちょっと教えてください。

【島部会長代理】 合わせるとするのは、粒子状を加えるということですね。

【大久保委員】 そうです。測定方法ですね。

【島部会長代理】 その点はいかがでしょうか。

【事務局（片山環境保全課長）】 ちょっとお答えになるかどうかわかりませんが、規制基準を決めた当初、あくまでガス状水銀を対象にしており、測定方法についても、それに対応する測定方法を決めているということで、一連の整合性を持った決め方をしています。

今、大久保先生のご指摘は、確かにそういうことも考えられますけれども、基準については手をつけなくて、測定対象物質あるいは測定方法だけを国際標準にスライドさせるということに、整合性が果たしてあるのかどうかという点で不安な面がどうしても出てくると考えます。

実際問題としては、ほとんど粒子状については問題にならないということかもしれませんが、論理的な整合性としては、ちょっとそのあたりどうなのかなという点が、我々としてもクリアできないところがありまして、基準は基本的にこのままでいくんだということ前提にするのであれば、なかなかそのあたりを変える理屈は難しいなと思っています。

【大久保委員】 これは、条例はそもそも安全側にとっているという話が前のところで記述がありましたけれども、粒子状も加えてということになると、理屈上はもっと厳しい基準が必要だという話が出てき得ると、そういう意味ですか。

【事務局（片山環境保全課長）】 そういうことも含めてということになると思います。正直申し上げて、粒子状物質に関する知見というのは、我々ほとんど持ち合わせていないということもありますので、まともに考えるということになると、一から基準の議論をしないといけないということになるかと思います。

【大久保委員】 測定方法はどうですか。

【事務局（片山環境保全課長）】 20リットルではなくて100リットルにしてしまうと。

【大久保委員】 そうですね、下から丸ポツの2つ目の水銀の測定方法等で、括弧して測定方法、測定頻度、測定結果の確認方法、これがみんな違うということにもなるわけだ

と思いますが。書いてあるから。

【事務局（片山環境保全課長）】 先ほど申しましたように、条例の施行規則で、有害物質の測定方法を規定しております。そこにJISによるということになっていて、結果としては20リットルですけれども、そこを水銀だけ変えることになります。

【大久保委員】 そういう趣旨ですか。

【事務局（片山環境保全課長）】 はい、それをする合理的な理由が、なかなか難しい。なぜそこだけ変えるんだというところがあります。先ほど花嶋先生が変動のことをおっしゃいましたが、そのあたりもう少しきちんと整理しないといけないと思いますけれども、変動する工程に限り、20リットルを例えば5回やるのと、100リットルというのは、実質的には同じではないかということで、要はダブルで測定する必要はないという手当てはできるのかなと思うんですけれども、そこから先となると、なかなか厳しいというのがございます。

【大久保委員】 これ、国のほうは、今回は国際基準で測定方法を合わせるのですよね。ほかの物質は、国はどうしているのですでしたか。水銀だけ変えたのですでしたか。

【事務局（片山環境保全課長）】 水銀だけです。

【大久保委員】 では、国のほうは、水銀だけ変えますという方法ですね。そうだとすると、そっちのほうがおかしいので、順次国際基準に合わせましようみたいな話もあると思うのですけど。

【事務局（片山環境保全課長）】 大気汚染防止法の立てつけからいくと、水銀と他の有害物質は、別の考え方で規定しています。

【大久保委員】 大気汚染防止法上はね、変えているから。

【事務局（片山環境保全課長）】 2つ並び立てるような形になっています。条例の場合は、有害物質の中にあくまで1つという、その違いということがございます。

【大久保委員】 理屈で言うと、立てつけは違うのですが、測定方法にはそれはあんまり関係ないですけどね。なかなか苦しい感じはわかります。難しい。

これについては、基本的には、私はあんまりこだわりません。ただ、基本的にできるだけ統一的方法に合わせていくのか、統一的方法というのは国際基準と合わせていくという国の方向に合わせていくのか、あるいは、有害物質の中での条例の中での整合性のほうをより重視するのか。そういうどちらかをとりましたという説明がちゃんとあって、ここに書かれているような結果は、あまりどちらでも大差がないということが言えるのであ

れば、私自身はあんまりこだわりません。

【島部会長代理】 実質的にはガス状だけ測定すれば十分だということで、ここに説明していただいているとおりでと思うんですけども、改正法と条例との違いをどういうふうに整理して、説明するかというところだと思いますね。今ご説明いただいたような内容で、ほかの有害物質との関係もありますから、少し補足していただければ、これでいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

【事務局（片山環境保全課長）】 それでご了解いただけるのでしたら、今、ご指摘いただいた点を踏まえて、盛り込みといいますか、ロジックを整理いたしまして、結論的にはこの形ということでさせていただけたらと思います。

【大久保委員】 あと、少なくともさっきと同じ規制の話ですね。基準超えの話は、また別立てにしてください。

【事務局（片山環境保全課長）】 はい、一緒に並べたところは整理いたします。

【島部会長代理】 はい、どうぞ。

【花嶋委員】 基本的な話で申しわけありませんが、8ページのところに、定数Kの話が書いてあるんですが、定数Kで規制をしているわけなのでしょうか。

【事務局（奥野総括主査）】 定数Kではなくて、煙突からの排出の濃度で規制をしています。その基準を決める際に、こういった周辺環境の住民がどれぐらいまで濃度は問題ないのかを決めるのに定数Kというのを使っています。

【花嶋委員】 定数Kを府が定めているわけですね。

【事務局（奥野総括主査）】 そうです。

【花嶋委員】 ここの8ページの図の下のところが少しわかりにくいのは、定数Kを府が直近で改定したのは、いつなのでしょう。昔の時点で定めて、それに使った周辺の想定環境濃度が $1 \mu\text{g} / \text{m}^3$ だった、その後、時が経過して、現状の新しい知見では、もう少し数値が大きくても大丈夫なのではないかとわかったということなのでしょう。

【事務局（奥野総括主査）】 定数Kは、平成6年にこの条例が制定されているんですけども、その当時の知見で、どれぐらいであれば安全か、問題がないかというところで決められているものになります。

それで、さらに安全率とかも考慮しておりまして、 $1 \mu\text{g} / \text{m}^3$ と設定しているんですけども、それが最近の知見でさらに、1よりも厳しいのであれば見直しが必要になるかとは思いますが、今得られている知見の中でも $1 \mu\text{g} / \text{m}^3$ は安全側に設定されてい

るということが確認できておりますので、直ちに見直しをする必要性はないという認識です。

【花嶋委員】 わかりました。でも、平成6年というと、20年ぐらい前ですね。

【事務局（奥野総括主査）】 はい、今、先生ご指摘いただいておりますように、条例の規制の見直しと申しますか、今の規制の形にしたときの日本産業衛生学会の値は $0.1 \text{ mg} / \text{m}^3$ 、 $100 \mu \text{g} / \text{m}^3$ です。それが最近では $25 \mu \text{g} / \text{m}^3$ なので、4分の1に厳しくなっています。緩くなっているわけではありません。しかしながら、100分の1の安全率をもともと見て $1 \mu \text{g} / \text{m}^3$ としていますので、それが実際には4分の1の幅で安全率としては小さくなっているんですけれども、 $25 \mu \text{g} / \text{m}^3$ 、それから、国が検討した値の $20 \mu \text{g} / \text{m}^3$ と比べても、問題ないだろうという意味でございます。

【花嶋委員】 わかりました。私、勘違いしておりました。この日本産業衛生学会は、 $0.1 \text{ mg} / \text{m}^3$ で当時言っていたわけですね。

【事務局（奥野総括主査）】 はい、そうです。

【花嶋委員】 はい、すいません。

【島部会長代理】 今のところですけども、8ページの一番下の行、「これら2つの値に比べて」というのは、アンダーラインがついている日本産業衛生学会の勧告値 $25 \mu \text{g} / \text{m}^3$ 、それから、リスクの指針値を決めるときのLOAEL $20 \mu \text{g} / \text{m}^3$ と比べてという意味なんですか。ちょっとロジックとしてはおかしいんじゃないでしょうか。やはり、日本産業衛生学会の許容濃度というのは、労働環境における1日8時間で、しかも健常な労働者に対する暴露を想定したものですし、最小毒性量、LOAELというのは、既に毒性がみられる量なわけですから、それに安全率を掛けたものが基準になるべきで、 $1 \mu \text{g} / \text{m}^3$ を日本産業衛生学会の勧告値 $25 \mu \text{g} / \text{m}^3$ やLOAEL $20 \mu \text{g} / \text{m}^3$ と比べて安全側だという説明には無理があるんじゃないでしょうか。

当初の時点で安全率100分の1を掛けているから、十分低い値だということはわかりますけれども、比較する対象が適切ではないと思いますが。

【事務局（片山環境保全課長）】 設定したときと、それから最近の値との前後関係が違いますので、そもそもこれに対して安全率を掛けるという言い方はできないんだと思いますけれども、あえて安全率を掛けるという意味からいくと、25分の1を掛けた値に相当すると考えております。しかし、今の先生ご指摘のことは確かにそのとおりだと思いますので、ここの言い方は、実質的に $1 \mu \text{g} / \text{m}^3$ というのは十分低い値ですよということが言えるよ

うな表現を検討したいと思います。

【島部会長代理】 この $1 \mu\text{g}/\text{m}^3$ というのは、敷地境界ですから、一般環境における濃度とは違ってはいますが、国の指針値の検討ではLOAELの $20 \mu\text{g}/\text{m}^3$ をベースとして、そこに安全率を掛けた上で $40 \text{ng}/\text{m}^3$ というのが指針値として出ているわけですから、それに比べると、 $1 \mu\text{g}/\text{m}^3$ というのは、かなり高い濃度ということになりますよね。先ほど言いましたように、これは敷地境界の濃度ですので、一般環境の濃度と比較することも適切ではありませんが。この部分の説明は、検討していただく必要があるかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ、大久保先生。

【大久保委員】 今度は中身の話ですが、14ページのところの要排出抑制施設関係ですけれども、データで見ると、思ったよりも量的にはこれが占めている割合が高いということで、丸ポツの2つ目ですね。鉄鋼連盟さんが自主規制の検討をしているけれども、条例の水銀規制を適用することが適当である。これ自体は全く異論ないのですけれども、これが条例の水銀規制の適用だけでよいのか、ソフトな手法にしる、条例で何らかの努力義務規定を置くとか、何らかの対応はなくていいのかというほうが、逆に何か気になるのですけれども。自主規制にお任せするという形でいいのか。割合の高さから見るとどうなのかなという気がします。これは何も対応しないのですか。検討しないのですか。

【島部会長代理】 自主規制は行われているけれども、条例を適用するということですよ。

【大久保委員】 そうです。厳しいほうの、健康のほうはやりますよね。健康のほうはやって、それから、できるだけ少なくしていくという方向性については、基本的には鉄鋼が外れたのは、国際的な交渉の政治的な圧力による部分が大きいとは思いますが、国全体としては寄与率がそれほど大きくないという理屈だったと思います。しかし、府で見るとわりと大きいということなので、規制の基準としては、健康に着目した現行の条例の規制基準をかけていくことで全く異論はなくて、それですっきりしているのですけれども、自主的取り組みについて、何らかそれを府として促進していく方法は検討しなくていいですかと、そういう話ですが。

【島部会長代理】 その点いかがでしょう。

【事務局（片山環境保全課長）】 鉄鋼連盟の自主的な取り組みというのがあって、それが国に報告されることになってくると思われるので、例えば大阪府にも、府域の実態につ

いて報告を求めるということは考えられるかなと思います。

ただ、それを条例の中にどう位置づけるんだということになると、ほかの有害物質のこ
とばかり申し上げるとまたお叱りを受けるかもわからないんですけども、そのあたりの
整合性もございまして、確かに何らかの取り組みはされて、しかも、排出量がそれなりに
あるので、条例の中で位置づけることがどこまでできるのかというのはあるんですけど
も、何らかの報告を求めるということは要るのかなと思っています。

【大久保委員】 多分、大まかな話としては、大気汚染防止法の仕組み自体も、いろい
ろな分け方、類型が出てきているということに照らして、その類型に応じて独自の仕組み
が必要かどうかというのは、これは大きな話なので、今後、将来的に検討するとか、そう
いう話かなと思います。

もう1つは、2つ目は、条例の中に入れなくても、できるだけ抑制をしていくとい
う観点から、大阪府域において要排出抑制施設が占める割合に鑑みて、大阪府として行政
指導を含めた対応の強化が望まれるとか、そういうことは少なくとも必要なのではないか
と。

【事務局（片山環境保全課長）】 今、先生おっしゃっていただいたことは、条例に規定
するしないにかかわらず、こういう実態が明らかになった以上はやっていく必要があると
思いますので、そういうご指摘をいただくということでいかがでしょうか。

【島部会長代理】 よろしいでしょうか。

【大久保委員】 少なくともそれはやらないと、3分の1をほっておくというのは極めて
気持ち悪い。

【島部会長代理】 確かに、ちょうど3分の1ですからね。

よろしいでしょうか。たくさんご意見いただきましたが、ほかには何かございませんで
しょうか。

では、たくさんご意見をいただきましたので、事務局のほうでもう一度整理していただ
いて、これを改定して、また各委員にご連絡いただけますでしょうか。

【事務局（片山環境保全課長）】 はい、今日のご指摘を整理させていただきます。

【島部会長代理】 では、その点はよろしく願いいたします。

それでは、次に、議題（2）その他ということになりますけれども、資料2について説
明をお願いいたします。

【事務局（西井課長補佐）】 環境管理室の西井と申します。

資料2に沿って、今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。本日、多くのご意見をいただきましたので、このご意見を踏まえまして、事務局のほうで条例に基づく水銀の大気排出規制のあり方（案）を取りまとめたいと考えております。

事前に委員の皆様はその内容についてご確認いただきますとともに、また、最終は部長にご了承いただいた後に、この案につきまして、9月から10月ごろにパブリックコメントを実施したいと考えております。

また、第3回目の部会は、11月ごろに予定しておりますが、ここではパブリックコメントの意見に対する部会の考え方についてご審議いただくとともに、部会の報告（案）につきましてご検討いただき、取りまとめをさせていただきたいと考えております。

それから、12月ごろに開催されます予定の今年度の第2回目の環境審議会に部会報告という形でご報告をいただきまして、審議会から答申をいただきたいと考えております。

第3回目の部会の日程につきましては、現在まだ日程調整中でございますので、決定次第、ご連絡をさせていただきます。

説明は以上でございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

【島部会長代理】 ありがとうございます。今のスケジュールについてのご説明で質問がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。きょうのいただいたご意見を踏まえて、事務局で検討していただかなきゃいけないので、少しタイトになるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

本日予定していた議題は以上でございますが、委員の皆様、ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、事務局から何かございますか。

では、ほかにないようですので、本日の議事はこれで終了いたします。委員の先生方、どうもありがとうございました。

それでは、議事の進行を事務局のほうにお返しいたします。

【事務局（山田主事）】 長時間のご審議、ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、第2回水銀の大気排出規制検討部会を閉会いたします。

（午後4時31分 閉会）